

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和3年11月18日（水） 午後10時15分～午後10時50分
2. 場 所 市役所別館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約20名
市 側：小山副市長、総合教育部長、総務部次長、人事課長、
上下水道総務室課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2021年 年末一時金要求書」、「2021年 賃金確定重点要求書」
に基づく交渉（3回目）

<交渉内容要旨>

I. 最終回答について

組 合	市
・ 11月9日及び16日に行った計2回の交渉を踏まえ、我々の要求に対する回答を求める。	・ 現在、本市が置かれている状況等を総合的に勘案し、以下の内容をもって最終回答とする。

【最終回答内容（抜粋）】

1. 給与改定について

（1）内容

令和3年人事院勧告に基づき、期末手当において0.15月分（再任用職員は0.1月分）の引下げを国の閣議決定をもって行う。

（2）実施時期

令和3年12月1日

※ ただし、会計年度任用職員については、令和3年12月期の期末手当の引下げ（0.15月分）は行わず、令和4年6月期から実施する。なお、今後、会計年度任用職員に生じる給与改定全般について、今回同様、翌年度から実施する。

2. 会計年度任用職員の処遇改善について

（1）内容

会計年度任用職員の処遇改善と人材確保の観点から、一定の職種について、上限号給の見直しを行う。

（2）実施時期

令和4年4月1日

【次頁に続く】

3. 定年引上げについて

令和5年度からの実施に向け、引き続き、国や他の自治体の動向なども踏まえ、職務・職責に応じた制度となるよう、構築を図っていく考えであり、必要に応じ労使協議を行っていく。

4. 休暇制度等の拡充について

(1) 各種休暇制度等の拡充

(実施時期：令和4年1月1日、ただし一部休暇等は同年4月1日又は10月1日)

令和3年人事院勧告に伴う公務員人事管理に関する報告を踏まえ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に係る休暇制度等を拡充する。

(2) 配偶者同行休業の新設（実施時期：令和4年4月1日）

外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活をともにするために同行する職員を対象とする無給の「配偶者同行休業」を新設する。

(3) 子育て部分休暇の新設（実施時期：令和4年4月1日）

小学校1年生から3年生までの子を持つ職員（※）を対象とする無給の「子育て部分休暇」を新設する。

※取得する必要がある職員のみ対象とする。

5. 現業間研修制度について

職員のモチベーション向上を図るとともに、調理職場における組織体制の充実を図るため、令和4年度定期人事異動にあわせて、技能労務職員の職種変更に向けた研修制度を実施する。

6. 病気休暇・休職制度の見直しについて

(1) 内容

病気休暇・休職となった職員が、一定期間（病気休暇：6月、分限休職：1年）を経過しないときに同一の疾病（がん等の一部疾病を除く。別病名でも発症に因果関係が認められるものを含む。）により、再度病気休暇・休職となる場合は、先に取得した病気休暇・休職等の期間に再度の病気休暇・休職等の期間を通算する。

(2) 実施時期

令和4年4月1日

以 上